

感染症報告書

愛知県立名古屋工科高等学校

学校保健安全法にもとづく感染症に罹患した場合は出席停止となりますので、主治医の指示のもと、御家庭で下記の感染症報告書を御記入いただき、必要書類を添付の上、御提出ください。

なお、病院を受診する際は、主治医に出席停止の期間を御確認いただき、その期間を必ず守るようお願いいたします。

*インフルエンザの場合は、保護者の方でこの用紙を御記入の上、インフルエンザとわかる薬の説明書のコピーを添付して提出してください。

*インフルエンザ以外の場合は、医師の証明が必要となりますので、この用紙を医療機関にて記入していただくか、または、別に医師の証明書を添付して提出してください。

*新型コロナウイルス感染症において、濃厚接触者の場合や疑いのある場合も出席停止となります。この場合、医師の証明書等は必要ありません。保護者の方でこの用紙を御記入ください。

◎この用紙は、本校ホームページからもダウンロードできます。

年 組 番 氏名

診 断 名	
受 診 日	年 月 日 ()
出 席 停 止 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
医 療 機 関 名 *インフルエンザの場合は 保護者の方で医療機関 名を御記入ください。	(医療機関で記入していただく場合はゴム印で構いません)
保 護 者 名	

【参考 主な感染症の出席停止基準】

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで		ただし、病状により学校医 その他の医師において感 染のおそれがないと認め たときは、この限りでない
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで		
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
流行性耳下腺 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで		
風しん	発しんが消失するまで		
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで		
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
結核・髄膜炎菌性髄膜炎 第3種の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
その他の感染症 （感染性胃腸炎・マイコ プラズマ感染症・ 溶連菌感染症など）	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	学校で通常みられないような <u>重大な流行が起こ った場合に、感染拡大を防ぐために必要がある ときに限り</u> 、学校医の意見を聞き、校長が第3種 の感染症として緊急的に措置をとることができる	

※報告書提出の流れ 保護者(生徒) → HR担任 → 保健室 → 教務